

平成 26 年 2 月 1 日

被保険者 各位

京都府建設業職別連合国民健康保険組合

被保険者証の更新に関する留意事項について

平素は当組合の事務運営にご協力いただき厚く御礼申し上げます。

現在使用しておられる被保険者証は、平成 26 年 3 月 31 日で有効期限がきれ、以降無効となりますので、必ず保険証の更新を受けてください。

なお、更新用被保険者証は、2 月末の登録により作成いたしますので、住所変更等やご家族の就職、出産、転職等により異動があった場合は、2 月中旬までに所属支部へ届け出てください。

また、更新時期は、平成 26 年 3 月中旬から 3 月末日までの間に、所属支部から更新の通知があります。